

「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」開催要領

1 背景・目的

電子政府・電子自治体の推進は、「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」(平成 21 年 4 月 9 日 IT 戦略本部決定)において、三大重点プロジェクトの一つに位置づけられ、行政の業務・システムの全体最適化による更なる行政コストの削減を目指した取組の一つとして、効率的かつ柔軟でセキュアなシステム構築、開発・運用コストの削減、及び業務の共通化を図るため、「霞が関クラウド(仮称)」を構築することとされている。

本研究会では、クラウド・コンピューティング等の最新の技術の動向及びその導入事例等を踏まえ、政府情報システムの更なる全体最適化を推進すべく、その在るべき将来像を明確化するとともに、政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる共通プラットフォームの整備の課題、方向性等について検討する。

2 名称

本研究会は、「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」と称する。

3 主な検討事項

- (1) 政府情報システムの在るべき将来像
- (2) 政府情報システムの基盤となる共通プラットフォームの位置づけ、役割
- (3) 政府情報システムの基盤となる共通プラットフォームの整備の課題、方向性

4 構成及び運営

- (1) 本研究会は、行政管理局長の研究会とする。
- (2) 本研究会の構成は、別紙 1 のとおりとする。
- (3) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときには、その職務を代行する。
- (7) 座長は、必要に応じ、関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) 座長は、上記の他、本研究会の運営に必要な事項を定める。
- (9) 本研究会の公開、会議資料及び議事要旨の取扱いについては、別紙 2 のとおりとする。

5 庶務

本研究会の庶務は、関係部局の協力を得て、行政管理局行政情報システム企画課において処理する。

6 開催期間

平成 21 年 6 月から平成 22 年 1 月頃を目途に開催する。

「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

【構成員】

- うが かつや
宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- おおやま ながあき
大山 永昭 東京工業大学大学院 理工学研究科附属像情報工学研究施設 教授
- おくむら ひろかず
奥村 裕一 東京大学公共政策大学院 特任教授
- ざんま としゆき
座間 敏如 財務省 CIO 補佐官
- しもじょう しんじ
下條 真司 大阪大学 サイバーメディアセンター 教授
- そが さとし
曾我 敏 総務省 CIO 補佐官
- ひらもと けんじ
平本 健二 経済産業省 CIO 補佐官
- むらかみ ふみひろ
村上 文洋 (株)三菱総合研究所 地域経営研究本部 主席研究員
- よこみぞ よういち
横溝 陽一 (株)ローソン 常務執行役員 CIO

【オブザーバー】

- 内閣官房情報通信技術 (IT) 担当室
内閣官房情報セキュリティセンター
総務省行政管理局行政情報システム企画課
総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室
総務省情報流通行政局情報流通振興課
総務省統計局統計情報システム課
財務省主計局総務課主計事務管理室
財務省理財局管理課国有財産情報室
経済産業省商務情報政策局情報政策課情報プロジェクト室

「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」
会議の公開、会議資料及び議事録の取扱いについて

本研究会における会議の公開、会議資料及び議事録の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1 会議の公開

本研究会では、各政府情報システムの構成及び仕様等、情報セキュリティや公正な政府調達確保の確保に密接に関わる情報を取扱うことから、会議は非公開とする。

ただし、政府情報システムの整備・運用担当者等、本研究会の検討内容に直接関係する政府職員に限り、傍聴を認めることとする。

2 会議資料及び議事録の取扱い

本研究会の会議資料及び議事要旨については、原則として総務省ホームページに掲載し、公開することとする。

ただし、各政府情報システムの構成及び仕様等、情報セキュリティや公正な政府調達確保の観点から、座長が公開することが不適切であると認めたものについては、非公開とすることができる。